

目次

第1章 ライフプランニングと資金計画 1

第1節

FPとライフプランニング 3

- 1.FPの役割 3

第2節

教育・住宅取得資金計画 5

- 1.教育資金と住宅取得資金 5
- 2.財形貯蓄制度 7
- 3.ローンに関する基礎知識 9
- 4.教育資金のための借入金 11
- 5.住宅取得資金のための借入金 13
- 6.住宅ローンの返済計画 15

第3節

社会保険 21

- 1.健康保険 21
- 2.国民健康保険 27
- 3.後期高齢者医療制度 29
- 4.退職後の医療保険制度 31
- 5.介護保険 33
- 6.労働者災害補償保険(労災保険) 35
- 7.雇用保険 37

第4節

公的年金制度の概要 45

- 1.国民年金 45
- 2.厚生年金保険 49

第5節

老後の生活資金設計と公的年金 51

- 1.老齢基礎年金(1階部分の国民年金) 51
- 2.老齢厚生年金(2階部分の厚生年金) 57

第6節

公的年金における障害給付 65

- 1.障害基礎年金(1階部分の国民年金) 65
- 2.障害厚生年金(2階部分の厚生年金) 69

第7節

公的年金における遺族給付 71

- 1.遺族基礎年金(1階部分の国民年金) 71
- 2.寡婦年金(第1号被保険者の独自給付) 72
- 3.死亡一時金(第1号被保険者の独自給付) 72
- 4.遺族厚生年金(2階部分の厚生年金) 73

第8節

公的年金制度の共通事項 77

- 1.年金給付に関する知識 77
- 2.年金の併給調整 79

第9節

企業年金・自営業者のための年金 81

- 1.確定拠出年金(DC) 81
- 2.確定給付企業年金(DB) 85
- 3.中小企業退職金共済 87
- 4.小規模企業共済 87
- 5.国民年金基金 89

第10節

ライフプランニングの考え方 91

- 1.キャッシュフロー表の知識 91
- 2.個人バランスシートの知識 97

第11節

中小法人の資金計画 99

- 1.資金計画 99
- 2.資金調達の方法 99

第12節

決算書の分析 101

- 1.安全性分析 101
- 2.収益性分析 103

第13節

クレジットカードに関する基礎知識 105

- 1.クレジットカードの仕組み 105
- 2.クレジットカードの支払い方法 105

第2章 リスク管理..... 107

第1節

保険制度全般..... 109

1. わが国の保険制度..... 109

第2節

生命保険の概略..... 113

1. 生命保険の仕組み..... 113
2. 生命保険の契約..... 117
3. 保険料の払い込み..... 119
4. 契約の継続..... 121
5. 契約転換制度..... 123
6. 契約者貸付..... 123

第3節

生命保険商品の種類と内容..... 125

1. 生命保険の分類..... 125
2. 保障重視の保険..... 127
3. 保障と貯蓄を組み合わせた保険..... 133
4. 貯蓄重視の保険..... 135
5. 加入条件を緩和した保険..... 137
6. 投資性のある保険..... 139
7. 団体保険..... 141
8. 特約の種類と内容..... 142

第4節

損害保険の概略..... 147

1. 損害保険の仕組み..... 147

第5節

損害保険商品の種類と内容..... 151

1. 火災に関する保険..... 151
2. 自動車に関する保険..... 155
3. ケガに関する保険..... 157
4. 賠償責任・企業活動に関する保険..... 159

第6節

個人の契約に関する税金..... 161

1. 生命保険契約に関する課税関係..... 161
2. 生命保険料控除..... 162
3. 損害保険契約に関する課税関係..... 165
4. 地震保険料控除..... 166

第7節

法人の契約に関する税金..... 167

1. 保険料の経理処理..... 167
2. 保険金受取時の経理処理..... 171

第8節

第三分野の保険・共済..... 173

1. 第三分野の保険..... 173
2. 共済..... 176

第3章 金融資産運用 177

第1節

マーケット環境の理解 179

1. 経済活動 179
2. 景気の判断指標 181
3. 金利の変動要因 185
4. 為替市場 187
5. 景気対策 189

第2節

預貯金等 193

1. 金融商品の分類基準 193
2. 預貯金の種類 196
3. 金融商品のリスク 199

第3節

債券 201

1. 債券の概要 201
2. 発行条件 201
3. 債券の分類基準 203
4. 利付債の利回り(単利計算) 203
5. 債券価格の変動要因 205
6. 個人向け国債 205
7. 外国債 207

第4節

株式 209

1. 株式の概要 209
2. 株式市場全体の株価指標 209
3. 個別銘柄の投資指標 211
4. 株価の変動要因 213
5. 株式の取引 215

第5節

投資信託 221

1. 投資信託(契約型)の概要 221
2. 投資信託に関わる費用 221
3. 投資信託の分類 223
4. 公社債投資信託 225

5. 不動産投資信託

(Real Estate Investment Trust) 225

6. 株式投資信託 227

7. 投資信託の情報開示

(ディスクロージャー) 229

第6節

金融派生商品 231

1. 先物取引 231
2. オプション取引 231

第7節

ポートフォリオ運用 233

1. リスクの軽減 233
2. 期待収益率と投資上のリスク 235

第8節

金融商品と税金 239

1. 預貯金の課税関係 239
2. 債券の課税関係 239
3. 株式等の課税関係 240
4. 投資信託の課税関係 241
5. 外貨建て金融商品の課税関係 241

第9節

セーフティネット 243

1. 預金保険制度 243
2. 預金保険制度以外の保護制度 243

第10節

関連法規 245

1. 金融商品販売法 245
2. 消費者契約法 245
3. 金融商品取引法 247
4. 犯罪収益移転防止法 247

第4章 タックスプランニング 249

第1節

税金の分類と計算体系 251

- 1. 税金の分類 251
- 2. 税金計算の基礎 251

第2節

所得税の仕組み 253

- 1. 納税義務者 253
- 2. 課税範囲 253
- 3. 計算体系 255
- 4. 所得税の納付方法 259

第3節

各種所得の内容 261

- 1. 利子所得 261
- 2. 配当所得 263
- 3. 不動産所得 265
- 4. 事業所得 267
- 5. 不動産所得と事業所得の留意点 269
- 6. 給与所得 275
- 7. 退職所得 277
- 8. 山林所得 279
- 9. 譲渡所得 279
- 10. 一時所得 289
- 11. 雑所得 293

第4節

課税標準の計算 297

- 1. 損益通算 297
- 2. 純損失の金額 301
- 3. 特定公社債等および上場株式等の
譲渡損失の繰越控除 301

第5節

所得控除 303

- 1. 雑損控除 303
- 2. 医療費控除 305
- 3. 社会保険料控除 307
- 4. 小規模企業共済等掛金控除 307

5. 生命保険料控除 309

6. 地震保険料控除 309

7. 配偶者控除 311

8. 配偶者特別控除 311

9. 扶養控除 313

10. 基礎控除 313

第6節

税額控除 315

- 1. 配当控除 315
- 2. 住宅借入金等特別控除
(住宅ローン控除) 317

第7節

確定申告 321

- 1. 確定申告の義務 321
- 2. 青色申告制度 327

第8節

個人住民税と個人事業税 329

- 1. 個人住民税 329
- 2. 個人事業税 329

第9節

法人税 331

- 1. 納税義務者と課税範囲 331
- 2. 法人税の計算体系 331
- 3. 申告調整項目 333
- 4. 申告と納付 337

第10節

法人住民税・法人事業税 337

- 1. 法人住民税 337
- 2. 法人事業税 337

第11節

消費税 339

- 1. 消費税の課税対象 339
- 2. 納税義務 339
- 3. 税額の計算方法 341

第5章 不動産 345

第1節

不動産の見方 347

1. 不動産(土地)の価格 347
2. 不動産の鑑定評価の手法 349
3. 不動産に関する調査 351

第2節

不動産の取引 359

1. 宅地建物取引業 359
2. 不動産の売買契約 361
3. 不動産(マンション)広告 367
4. 不動産の賃貸契約(借地借家法) 369

第3節

不動産に関する法令上の制限 379

1. 都市計画法 379
2. 建築基準法 383
3. 建物の区分所有等に関する法律
(区分所有法) 391
4. 農地法 393

第4節

不動産に係る税金 395

1. 不動産の取得に係る税金 395
2. 不動産の保有に係る税金 399
3. 居住用不動産の譲渡に係る
税金(特例) 401

第5節

不動産の有効活用 405

1. 不動産投資と利回り 405
2. 不動産(土地)の有効活用の手法 409

第6章 相続・事業承継413

第1節

相続と法律415

1. 相続の定義415
2. 相続分419
3. 遺産分割421
4. 遺言423

第2節

贈与と法律427

1. 贈与の定義427
2. 贈与の種類427

第3節

贈与と税金429

1. 贈与税の納税義務者429
2. 贈与税の申告と納付429
3. 贈与税の非課税財産431
4. 贈与税の課税財産431
5. 贈与税の計算433
6. 相続時精算課税制度439

第4節

相続と税金441

1. 相続税の納税義務者441
2. 相続税の申告と納付443
3. 相続税の非課税財産445
4. 相続税の課税財産447
5. 債務控除451
6. 相続税の計算453

第5節

財産の評価(不動産)463

1. 建物463
2. 宅地465
3. 宅地の上に存する権利469
4. 使用貸借契約による宅地の貸借471
5. 小規模宅地等の評価減の特例473

第6節

財産の評価(金融資産)475

1. 金融資産475
2. 株式476

第7節

相続・事業承継対策481

1. 事業承継対策481
2. 相続対策483

本書は、2020年4月1日現在の施行法令等により作成されています。

第 1 章

ライフプランニングと資金計画

章のテーマ

この章では、生活設計をしていく上で必要な知識を学習します。健康保険、介護保険や公的年金などの社会保険に加え、教育資金計画や住宅取得資金計画なども、正確に押さえておく必要があります。



Point	
頻出項目ポイント	
第2節	⑥ 住宅ローンの返済計画
第3節	① 健康保険 ⑦ 雇用保険
第5節	① 老齢基礎年金 ② 老齢厚生年金
第7節	① 遺族基礎年金 ④ 遺族厚生年金
第9節	③ 中小企業退職金共済 ④ 小規模企業共済
第12節	① 安全性分析 ② 収益性分析

1 FPの役割



チェック



(1) FPの定義

図表 1-1-1

ファイナンシャル・プランナー(FP)とは、ファイナンシャル・プランニングの専門家であり、次のように定義されています。

- ① 顧客の収入や資産、負債などに関するあらゆるデータを集め、
- ② 顧客の要望や希望・目標を聞き取り調査し、
- ③ 現状を分析した上で、
- ④ 他の専門家の協力を得ながら、貯蓄計画などの包括的な資産設計を立案し、
- ⑤ それを顧客が実行する際に援助する専門家

(2) ライフプランと資金ニーズ

図表 1-1-2

ライフプランとは、自分の夢や生き甲斐を基にした「人生設計」のことをいいます。

人は誕生の時から死亡に至るまでのライフサイクルの中で、それぞれの夢や目標を描きながら生活しています。しかし、その夢や目標を達成するためには資金が必要になるため、「何のために、いつ、どれくらいの資金が必要か」を予測しておくことは、ライフプランの実現にとって必要不可欠なものとなります。

(3) FPの社会的役割と法令^{じゅんしゆ}順守(コンプライアンス)

図表 1-1-3

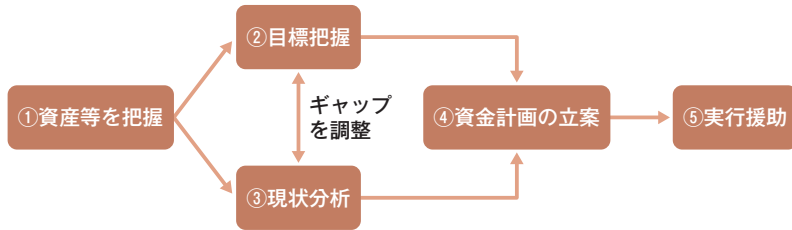
図表 1-1-4

FPの社会的役割は、顧客の経済的自立を促しながら、作成した資金計画に基づいて顧客の幸福を経済面から支援することにあります。

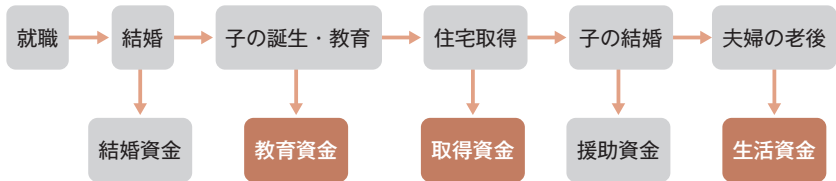
FPの領域は他の専門家の職業領域と重なる部分も多いことから、顧客を援助する際には、税理士法、保険業法、金融商品取引法および弁護士法などの法令に抵触する行為をしないよう注意をしなければなりません。

なお、職業上の倫理として、顧客の利益を優先させること、顧客情報などについての守秘義務を厳守することも重要です。

図表 1-1-1 FPの役割



図表 1-1-2 ライフプランと資金ニーズ



教育資金、住宅取得資金、老後の生活資金を三大必要資金といいます。



図表 1-1-3 資格を有しない(登録をしていない)FPができないこと

税理士	<u>具体的な税務相談</u> (有償無償問わず)や税務書類(確定申告書など)の作成
生命保険募集人	生命保険や損害保険の <u>募集や媒介(仲介)</u>
金融商品取引業	具体的な投資判断(時期、数量、投資方法)の助言
弁護士	<u>具体的な法律相談</u> や法律事務(遺産分割の交渉など)
社会保険労務士	報酬を得て行う、行政機関等に提出する社会保険関係書類の作成

※ 金融商品取引業を営むためには、内閣総理大臣の登録が必要です。

図表 1-1-4 資格を有しない(登録をしていない)FPでもできること

税理士	セミナーなどにおける <u>一般的な税法の解説</u> など
生命保険募集人	生命保険や損害保険の <u>一般的な解説や保険証券の説明</u> ・必要保障額の計算など
金融商品取引業	金融商品に関する過去の <u>データや資料の提示</u> など
弁護士	民法など法律の <u>一般的な解説</u> など
社会保険労務士	将来支払われる <u>年金額の計算</u> など

① 教育資金と住宅取得資金

チェック



(1) 教育資金

図表 2-1-1

子供に掛かる教育費は、高校・大学と進学するにつれて高額になり、一度に用意するのは不可能なことから計画的な準備が必要になります。また、子供の教育費は、少子化の影響もあり1人当たりの金額は年々増加傾向にあります。

(2) 住宅取得資金

図表 2-1-2

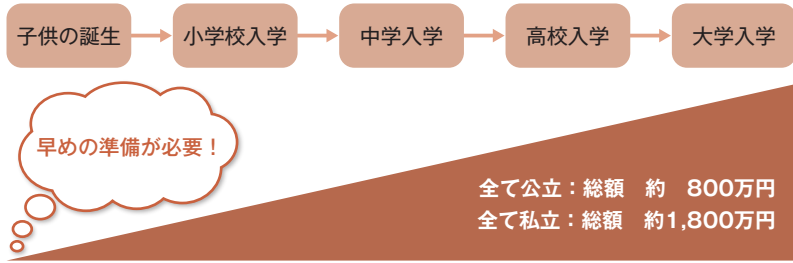
住宅の取得に際して、すべてを現金で賄う人は少なく、一定の自己資金(頭金)以外の部分は住宅ローンを活用するのが一般的です。

なお、住宅の取得には手数料や税金などさまざまな費用が掛かります。これらの費用は合計すると物件価格の10%程度にも及ぶこともありますので、住宅取得資金としては、この諸費用分も考えて計画しなければなりません。

以上から、住宅販売の現場で無理をしないためにも、住宅を購入する際には、事前に以下の3点を確認しておく必要があります。

- ① 購入時点の自己資金の額を確認
- ② 自分の年収で返済できる住宅ローンの額を確認
- ③ 諸費用を含めた購入可能額の総額を確認

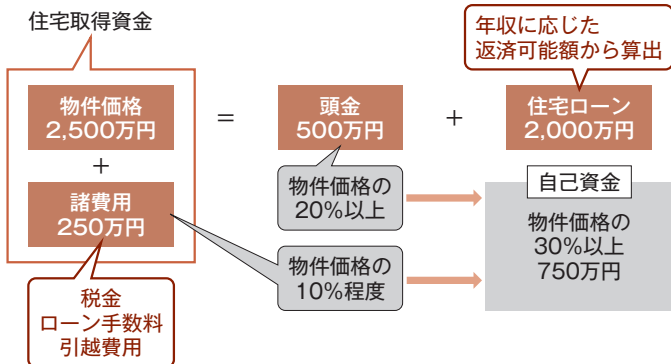
図表 2-1-1 教育資金



子供が誕生する前後からライフプランの中に組入れ、マネープランを立てて準備しておく必要があります。



図表 2-1-2 住宅取得資金



住宅ローンを組んだ場合の年間返済額は、民間の住宅ローンを利用する場合、概ね年収の25%程度が妥当と考えられています。



② 財形貯蓄制度



(1) 財形貯蓄制度の概要

図表 2-2-1

図表 2-2-2

財形貯蓄制度(勤労者財産形成促進制度)には、一般財形貯蓄、財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄の3種類があります。いずれも勤労者(会社員)の財産形成を促進する目的で設けられた給与天引きによる積立制度です。

企業が銀行や証券会社などと提携している場合、勤労者は預貯金や投資信託などの「貯蓄型商品」により財産形成を行うことができます。

また、企業が保険会社と提携している場合、勤労者は生命保険や損害保険といった「保険型商品」により財産形成を行うことができます。

財形貯蓄制度を福利厚生制度として導入していない企業に勤務している会社員の方は、財形貯蓄制度を活用することはできません。



① 一般財形貯蓄

貯蓄の目的を限定せず、貯蓄開始から1年を経過すれば自由に払い出しもできる財形貯蓄制度です。

② 財形住宅貯蓄

貯蓄の目的を住宅の建設、購入、リフォームなどの資金作りとしている財形貯蓄制度です。

③ 財形年金貯蓄

貯蓄の目的を60歳以降に年金として受け取るための資金作りとしている財形貯蓄制度です。

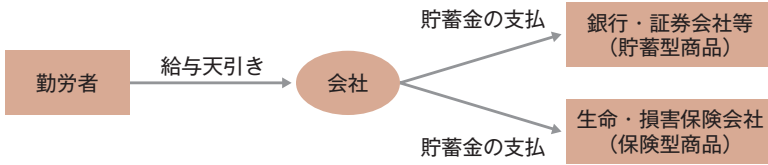
(2) 非課税制度



財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄の2種類は、使用目的が定められた財形貯蓄制度であるため、その運用益部分について所得税などが非課税となる特典があります。

非課税となる金額は、財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄と合わせて、貯蓄残高550万円までの利子等の額です。

図表 2-2-1 財形貯蓄制度の仕組み



図表 2-2-2 財形貯蓄制度のまとめ

		一般財形貯蓄	財形住宅貯蓄	財形年金貯蓄
資金の使い道		・貯蓄資金の使い道に制限はない	・自己の居住する住宅取得や増改築などの費用に充てること	・60歳以後、5年以上20年以内の期間で年金として受け取ること
契約数		複数契約可能	1人1契約に限る	
年齢制限		制限なし	契約締結時に、満55歳未満	
積立期間		3年以上	5年以上	
非課税	貯蓄型	適用なし (課税扱い)	貯蓄残高(元利合計) 550万円	
	保険型	適用なし (課税扱い)	払込保険料 550万円	払込保険料 385万円
目的外の払い出し		1年経過後、自由に引出し(解約)が可能	・貯蓄型ではその時点から遡って5年間の利子について課税 ・保険型では、積立開始時からの利子相当分のすべてについて課税	

③ ローンに関する基礎知識



教育資金にしても住宅取得資金にしても、すべての資金を自己資金で確保することができれば良いのですが、自己資金で確保できない場合には、各種ローンを利用することにより不足資金を補う必要があります。

この項では、必要資金を確保するためのローンに関する基礎知識について学習していきます。

(1) 各種ローンの種類

図表 2-3-1

ローンには大きく分けて、資金の使い道が限定される「目的別ローン」と資金の使い道が決められていない「フリーローン」があります。

① 目的別ローン

教育資金を融資する「教育ローン」、住宅取得資金を融資する「住宅ローン」、住宅のリフォーム資金を融資する「リフォームローン」、マイカーの取得資金を融資する「自動車ローン」などがあり、主に銀行や信用金庫を中心とした金融機関での取扱いが一般的です。

② フリーローン

資金の使い道が限定されないため、生活資金や投資資金など自由に利用することが可能なローンであり、消費者金融で扱うローンや銀行およびクレジットカード会社のカードローンなどは、フリーローンが一般的です。

③ 適用金利

一般に、資金の使い道を限定している目的別ローンは、融資手続きの際に資金の使い道を証明する書類が必要であり、融資の審査も厳格に行われる反面、フリーローンと比較して低い金利で融資を受けることができます。

(2) ローン金利の種類

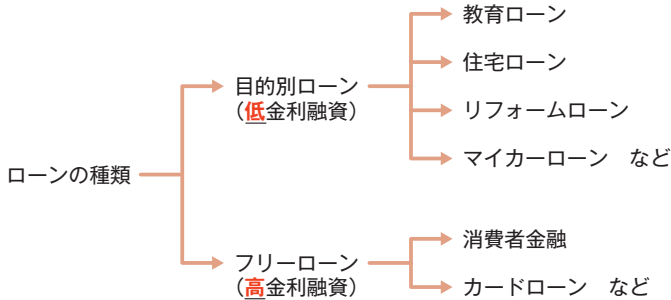
図表 2-3-2

ローン金利の基本は、固定金利型と変動金利型の2種類です。

固定金利型は、当初の契約で定めた借入金利が返済終了時まで変わらないタイプのローンです。

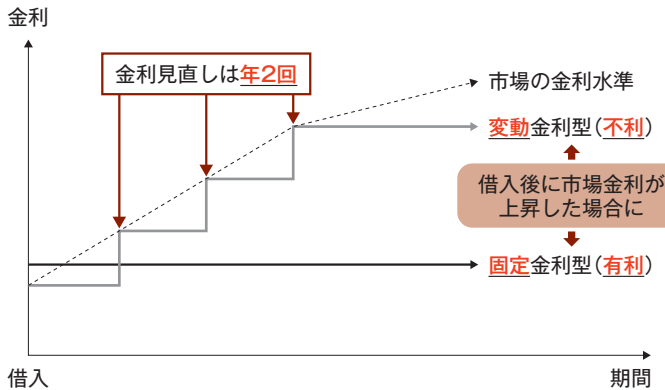
一方、変動金利型は、返済期間中の市場における金利情勢の変化によって、借入金利が年2回見直されるタイプのローンです。

図表 2-3-1 ローンの種類



図表 2-3-2 固定金利型と変動金利型の特徴

固定金利型	低金利時	当初の金利で固定されるため <u>有利</u>
	高金利時	当初の金利で固定されるため <u>不利</u>
変動金利型	金利上昇局面	市場金利に連動して上昇するため <u>不利</u>
	金利低下局面	市場金利に連動して低下するため <u>有利</u>



利息制限法

お金の貸借をする契約(金銭消費貸借契約といいます)で設定できる利息の割合(利率)は、利息制限法で上限が決められており、上限を超える部分は無効になります。上限利率は貸付けるお金(元本)の金額により、次のとおり区分されています。元本10万円未満…20%、元本10万円以上100万円未満…18%、元本100万円以上…15%